

## 青い森鉄道利活用ステップアップ事業 募集要領

### 1. 趣旨

青い森鉄道を地域の皆様にさまざまな形で活用してもらうことにより、青い森鉄道は地域資源として活用できる身近なものであることを実感してもらい、青い森鉄道と地域の活性化に繋げるものである。

### 2. 応募団体

青い森鉄道沿線 11 市町に所在する団体（NPO 法人、任意団体、民間企業、個人商店、学校法人等）

※沿線 11 市町とは、青森市、平内町、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町、三沢市、おいらせ町、八戸市、南部町、三戸町をいう。

※複数団体が協同・連携して事業を実施する場合は、代表団体が応募すること。この場合、沿線 11 市町に所在する団体以外の団体と協同・連携して実施することができるものとする。

### 3. 募集する企画

#### （1）委託事業の内容

平成 19 年度に策定した「青い森鉄道利活用ビジョン」に基づき、以下のテーマで青い森鉄道と地域の活性化に繋がる取組の実施を委託するものである。

各団体は、「青い森鉄道利活用ビジョン」の趣旨に沿った企画の提案を行うものであるが、ビジョンに記載されている例や以下のテーマに示した例にとらわれる必要はない。また、複数テーマにまたがる企画の提案をしてもよい。

（ビジョンの概要については別紙参照）

（平成 20 年度・21 年度の利活用の取組については、県 HP

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/traffic/myrail.html> を参照）

#### 〈テーマ 1〉

##### 「青い森鉄道線を活用した企画」

例) ・イベント列車

- ・駅を起点としたハイキング
- ・期間限定の簡易売店、産直
- ・地元の資源を活用した駅舎の装飾、展示、管理
- ・レンタサイクルの運営

注) ①八戸～青森間での車両活用は、平成 22 年 12 月 4 日以降においてのみ可能である。

②駅舎や駅前広場を活用する場合、原則として原状回復する必要がある。

## 〈テーマ2〉

### 「鉄道関連商品の開発」

例) 青い森鉄道に関連した沿線土産の開発

注) 試作品の開発までとし、販売に向けた量産体制や販売ルートの確立等は本事業外で実施すること。

## (2) 委託金額

1件あたりの事業額は40万円を上限とする。

ただし、他の団体と協同・連携して行う場合は、60万円を上限とする。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いするが、必要があると認められるときは、委託経費の額の2分の1以内について、前金払いできるものとする。

## (3) 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費であって、県からの事業委託費として措置することができるものとして、別紙に掲げる費目に限る。

なお、以下の経費は対象とならない。

- ・ 施設整備費
- ・ 営利のみを目的とした取組に係る経費
- ・ 提案団体の通常の運営経費
- ・ 委託期間内に実施されない取組に係る経費
- ・ 県等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費

## (4) 委託事業の実施地域

青い森鉄道沿線地域（上記11市町）を含むこと。

## (5) 実施期間

本事業として実施する取組は平成22年度中に実施可能なものとする、具体的な期間は、委託契約の日から平成23年3月31日（木）までとする。

## (6) 再委託等の禁止等

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部または事業内容の決定、事業運営

方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して他の者に委託または請け負わせてはならないこととする。

ただし、他の者に委託し、または請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、または請け負わせることができる。この場合、あらかじめ書面により県の承諾を受ける必要がある。

#### (7) 選定方法

青森県企画政策部並行在来線対策室において評価を行い、選定する。

#### (8) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行う。

##### 【先行性】

- ・ 青い森鉄道線又は青い森鉄道沿線 1 1 市町の地域資源を活用する先行的な取組を目指すものであるかどうか

##### 【実現性・発展性】

- ・ 委託期間終了後の継続的・発展的な取組の可能性

##### 【費用対効果】

- ・ 委託経費の積算の適切性

#### (9) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼し、又は応募内容について実現可能性や実効性を確認するため、必要に応じてヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて契約締結時までに県と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

### 4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ①様式1：提案書（表紙、提案団体、提案事業、対象地域、提案の背景、実施体制、スケジュール、概算見積額について記載）
- ②様式2：概算見積額の内訳（実施する取組の概算見積額の内訳について記載）
- ③補足資料（様式自由）：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

### 5. 募集期間・提出方法

#### （募集期間）

募集開始の日から7月23日（金）午後5時までの間に提出すること。

### (提出方法)

青森県並行在来線対策室に郵送またはメールで提出すること。

※今回の募集期間終了後、募集枠に空きがある場合は、随時応募を受け付ける。

## 6. 応募後のスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成22年7月下旬	選定
7月下旬～	委託契約を締結
平成23年3月	成果報告

## 7. 成果物

### (1) 報告書

本事業の成果物を以下のとおり作成することとする。

#### ①報告書 20部

報告書については、取組の企画、取組の実施状況、取組の検証、取組を踏まえた展開を含むこととする。

#### ②上記①の報告書を電子化したもの (CD-ROM) 1枚

### (2) 納入先

青森県企画政策部並行在来線対策室

### (3) 納入期限

平成23年3月31日 (木)

## 8. 募集要領に関する提出先・問い合わせ先

青森県企画政策部並行在来線対策室 営業担当

〒030-8570 青森市長島1-1-1

メール：zairaisen@pref.aomori.lg.jp

TEL：017-734-9151